

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	企画政策部 都市計画課 都市計画担当	
許 認 可 等 名	徳島市風致地区内における建築等の規制に関する条例の規定に基づく許可	
根 拠 法 令	徳島市風致地区内における建築等の規制に関する条例	
根 拠 条 項	第2条第1項	
連 絡 先	(電話 621-5249)	
審 査 基 準	基 準	別紙「徳島市風致地区条例 許可申請の手引き」のとおり。
	参 考 事 項	【対象となる地区】 (1) 眉山風致地区 (2) 城山風致地区 (3) 小松風致地区
	設定等年月日	平成27年 4月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 10日 (休日を除く)
	設定等年月日	平成27年 4月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)